未利用口座管理手数料の導入について

(2021年10月以降に新たに普通貯金口座および貯蓄貯金口座を開設されるお客さま)

当組合では、長期間ご利用の無い口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービス維持向上の観点から、2021 年 10 月 1 日以降に開設された全ての普通貯金口座(総合口座を含む)および貯蓄貯金口座を適用対象 (※)として、「未利用口座管理手数料(以下、本手数料)」を導入しております。

記

適用対象	2021年10日1日以際に関連された会での並落時会口前(松会口前を会わ)からが時期であ
週用刈家 	2021 年 10 月 1 日以降に開設された全ての普通貯金口座(総合口座を含む)および貯蓄貯金
	口座に対して適用します。
	(※) 2021 年 9 月 30 日以前に開設された全ての口座に対しては適用しません。
未利用口座	適用対象のうち、お預入れやお引出し(当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます)、
となる口座	記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。
	ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象となりません(本手数料のご負担はございません)。
	・ 貯金残高が 10,000 円以上の当該口座
	・ 当組合で信用事業の融資商品(※)のお借入れがある場合(主債務者に限る)
	(※)住宅金融支援機構を委託元金融機関とする融資商品は含みません。
	なお、お客様番号が複数あるなど、お取引の状況によっては未利用口座管理手数料の対象とな
	る場合がございます。
未利用口座	(1) 対象口座のお客さまには、当組合に登録されているご住所に、事前に文書によりご案内いたしま
に対する	す。送付した文書が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
お取扱い	(2) (1)のご案内により、口座をご確認いただき、再度ご利用をご検討いただくか、ご利用の予
	定がない場合はご解約をご検討ください。このご案内を差し上げて、一定期間(約3カ月)
	を経過しても、ご利用またはご解約がない場合は、本手数料を引落しさせていただきます。
	なお、口座残高が本手数料未満の場合は残高全額を引落しさせていただきます(お客様の
	口座残高を超えた負担はございません)。
	(3) 残高が0円の未利用口座および本手数料の引落しにより残高が0円となった口座について
	は解約させていただきます。
	(4) なお、引落としさせていただいた本手数料のご返却、および解約後の当該口座の再利用には
	応じかねますので予めご了承ください。
未利用口座	年間 1,320 円(税込)
管理手数料	※ 原則、本手数料の領収書は発行いたしません。
備考	・総合口座の当座貸越において、貸越金の残高がある場合は、当組合でお借入れがある場合に相
	当し本手数料のご負担はございません。
	・お取引の状況によって口座を解約しない場合がございます。
	・口座解約後のお客様のお手続きは一切ございません。
	・本手数料は、長期間ご利用のない口座に対して適用させていただくものであり、日ごろお預入れやお
	引出し、口座振替をご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはございません。